

平成30年度

# 建設副産物実態調査について

平成30年12月18日(火)

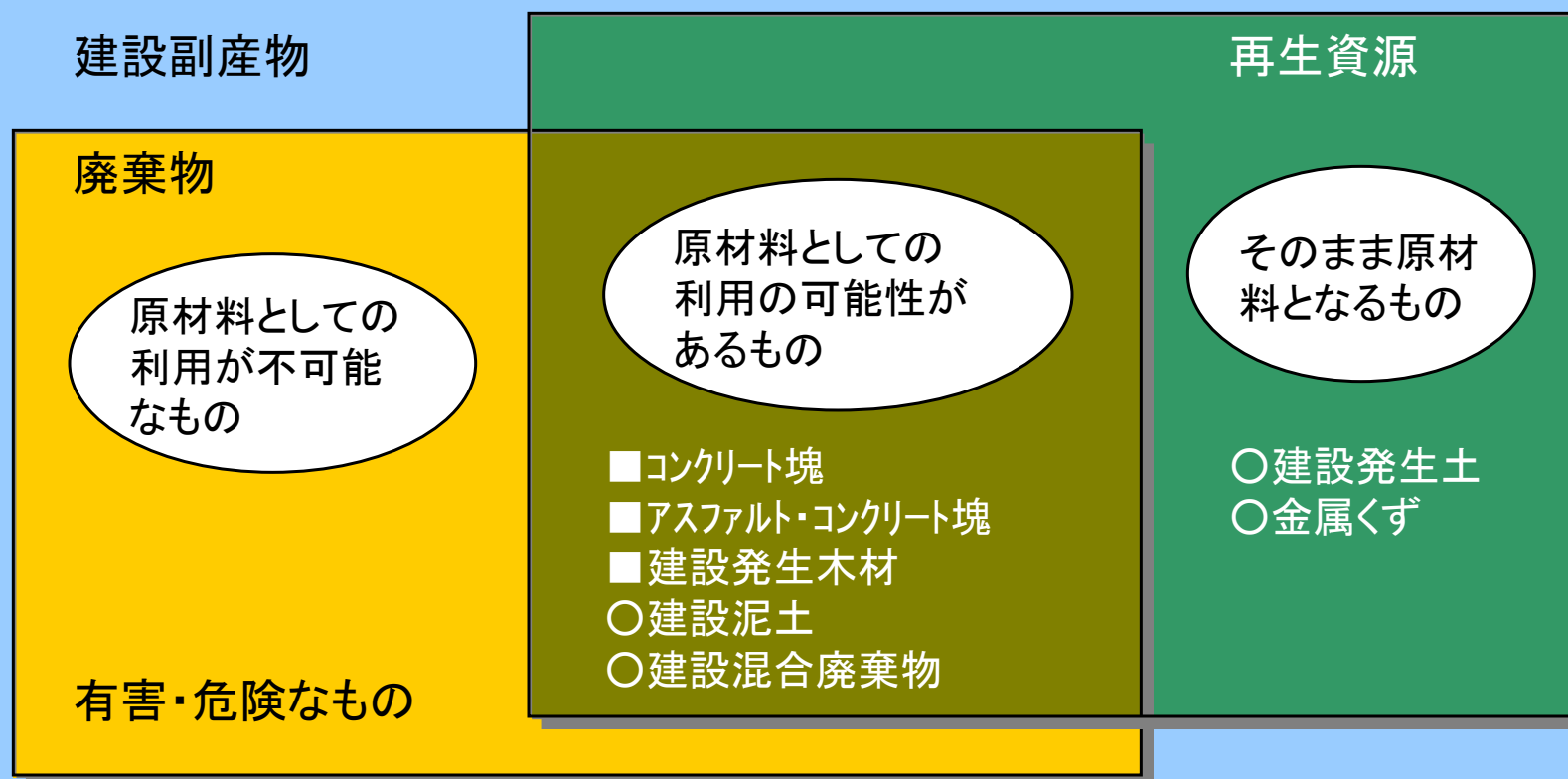
東京都建設副産物対策協議会

# 目次

- 1 調査の目的
- 2 調査の全体概要
- 3 電算入力システム
- 4 調査対象品目
- 5 調査の実施方法
- 6 スケジュール

# 1.建設副産物とは

建設副産物・・・建設工事に伴い副次的に得られる物品  
再生資源及び廃棄物を含む

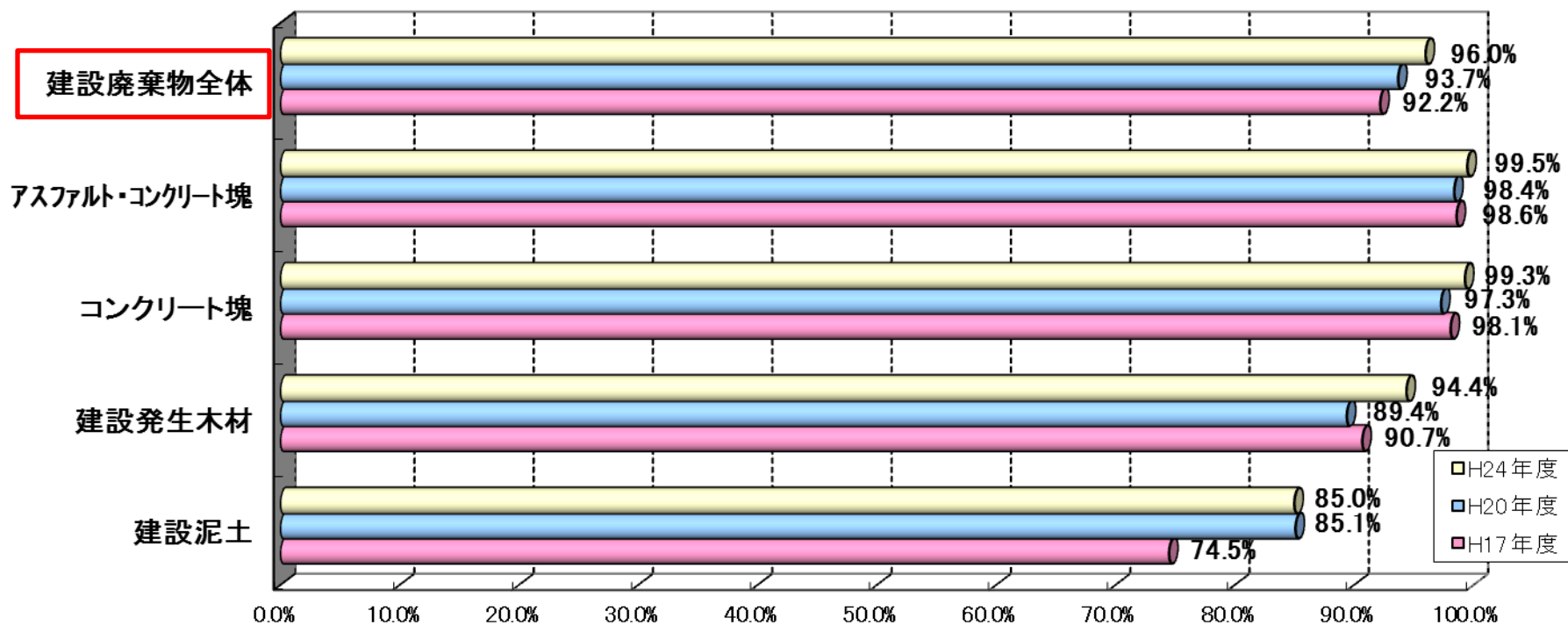


■ = 建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付けられたもの

### 建設廃棄物のリサイクル率

平成17年度:92.2%      平成20年度:93.7%

平成24年度:96.0%      ↑↑↑



◆産業廃棄物の最終処分量約1,244万トンのうち、約2割(290万トン)が建設廃棄物

(H23環境省調査、H24センサス調査より)

◆産業廃棄物最終処分場は、平成22年度末現在で19,452万 $\text{m}^3$ 、残余年数は13.6年分

(H24環境省資料より)

◆国土交通省；建設副産物の実態を把握するため

○建設副産物実態調査年度；

H7,H12,H14,H17,H20,H24,H30

○調査結果；「建設リサイクル法」「建設リサイクル推進計画」などの諸施策の策定に利用

○建設リサイクル推進計画2014の達成状況確認

○次期建設リサイクル推進計画策定の基礎情報

### ◆ 東京都

- 「東京都建設リサイクルガイドライン」(P.128)
- 「東京都建設リサイクル推進計画」に掲げた再資源化等の目標の達成状況の把握
  - 結果を基に補足改善、毎年度調査を実施。



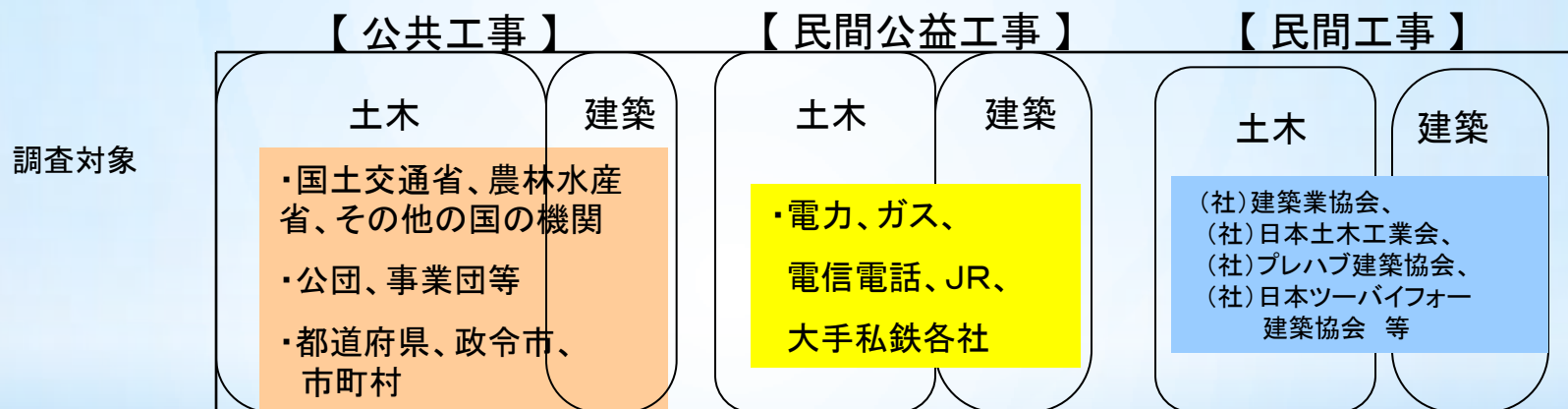
# 1 調査の目的

## 6.建設副産物実態調査の概要

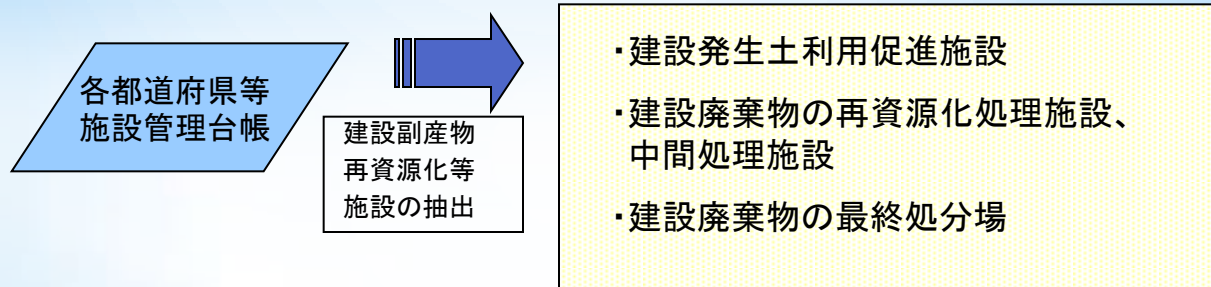
○平成30年度建設副産物実態調査（H30センサス）は、

①利用量・搬出先調査、②施設調査 の2つの調査から構成

○利用量・搬出先調査（建設資材利用総量や再生資源の利用量、建設副産物の排出総量などを把握するための調査）



○施設調査（再資源化等施設での処理の実態を把握するための調査）





### ○平成30年度建設副産物実態調査 「利用量・搬出先調査」を実施

#### ※利用量・搬出先調査

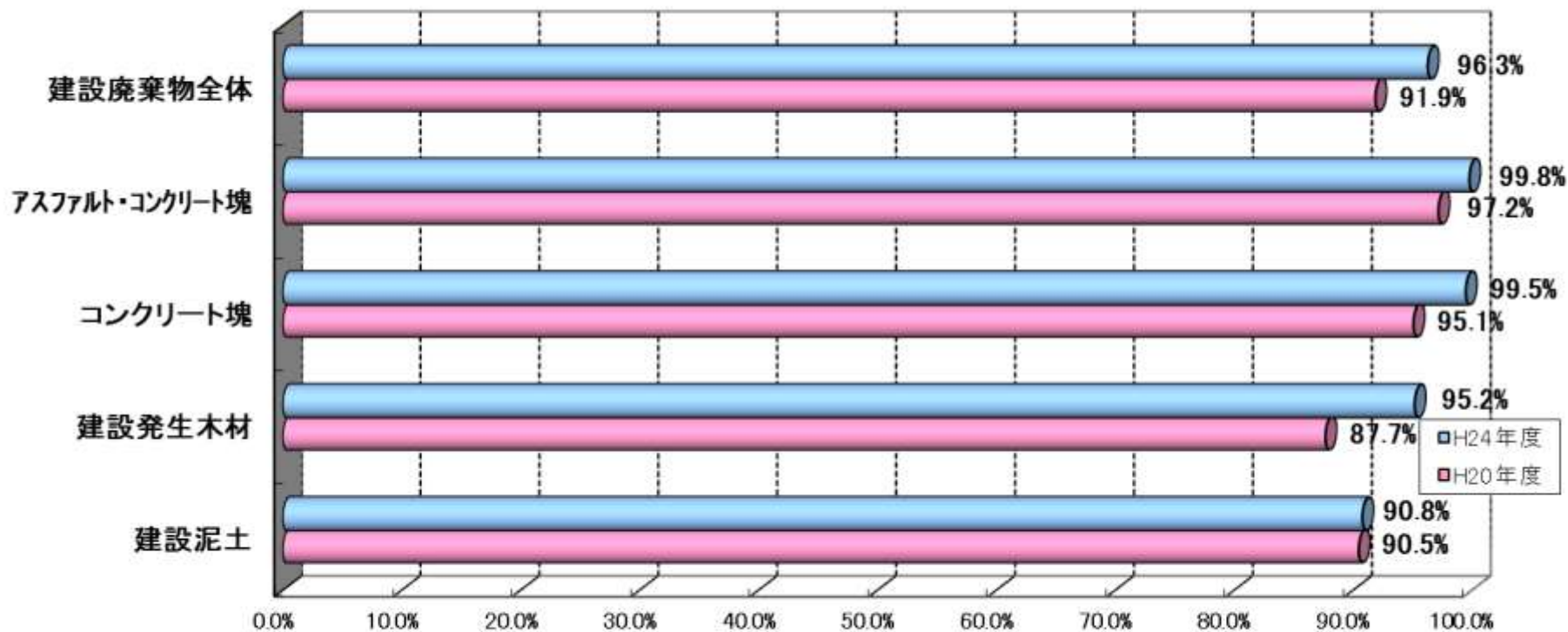
建設資材利用総量や再生資源の利用量、建設副産物の排出総量などを把握するための調査

### ○調査対象：東京都、区市町村及び 都外郭団体等が発注する公共工事

## 2 調査の全体概要 1. 都における取組み (H24センサスの結果)

### 都の建設廃棄物のリサイクル率

平成20年度:91.9%→平成24年度:96.3% ↑



目標値(都全体の目標値)

対象品目		H30目標	H32目標
建設廃棄物		97%(96%)	98%
アスファルト・コンクリート塊		99%以上(99%)	99%以上
コンクリート塊		99%以上(99%)	99%以上
建設発生木材		99%以上(95%)	99%以上
建設泥土		95%(91%)	96%
建設混合廃棄物	排出率	4.4%以下	4.0%以下
	再資源化・縮減率	82%	83%
建設発生土		99%以上	99%以上

( )内は、H24年度実績

## 2

## 調査の全体概要

## 5.調査の対象機関と調査対象工事

	小区分	調査対象工事	記入者	調査対象工事規模
公共工事	①東京都 ②区市町村 ③都外郭団体等	①河川関係工事 ②道路関係工事 ③農林関係工事 ④水産関係工事 ⑤上水・下水道関係工事 ⑥下水道関係工事 ⑦土地造成・区画整理 関係工事 ⑧公園関係工事 ⑨空港・港湾関係工事 ⑩建築関係工事 ⑪鉄道・軌道関係工事 ⑫災害復旧関係工事 ⑬その他建設副産物の 搬出を伴う工事 ⑭その他資材の利用を 伴う工事	公共工事 の元請業者  JV工事に ついては 代表会社が 作成	「ガイドライン」に定める以下の工事  請負金額によらず、全ての工事を対象とします。ただし、以下の要件に該当する場合は除外できるものとします。 (要件) ・工事の箇所が一定でないもの（COBRISの地図情報に工事箇所の登録ができないもの） ・単価契約工事等の建設副産物発生量が微量のもの ・発注部局の判断で簡易契約方式の工事を除外する場合 ・災害等の緊急性を要する工事

## 6. 建設副産物情報交換システム(COBRIS)

### ◆「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS(コブリス)」という。）の概要

- \* 「COBRIS」は工事発注者、排出事業者及び処理業者間の情報交換により、建設副産物のリサイクルや、適正処理の推進を目的としたインターネットを利用したWEBオンラインシステム
- \* 「COBRIS」には、「CREDAS」データの登録機能があり、「ラージリサイクル法」及び「建設リサイクル法」により義務づけられている書類の作成を行うことができる

- ◆ 「東京都建設リサイクルガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、「COBRIS」を活用することにより関係法令等に伴う書類作成作業の簡素化を図ることとしている
  
- ◆ 「COBRIS」登録による書類作成機能
  - ①建設副産物実態調査の「利用量・搬出先調査」
  - ②ラージリサイクル法の「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)」
  - ③建設リサイクル法の「再資源化等報告書」
  - ④ガイドラインの「再生資源の利用(促進)状況等の報告」

## ○調査対象工事規模

### 全ての工事を対象

(COBRISへの登録を義務付け)

※ただし、以下の要件に該当する場合は登録を省略することができるガイドラインで定めている

(要件)

- ・工事の箇所が一定でないもの(COBRISの地図情報に工事箇所の登録ができないもの)
- ・単価契約工事等の建設副産物発生量が微量のもの
- ・発注部局の判断で簡易契約方式の工事を除外する場合
- ・災害等の緊急性を要する工事



## ◆「東京都土木工事標準仕様書」より抜粋 「1.3.8 建設副産物対策」の(13)

「受注者は、設計図書のと定めるところにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムを活用して「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行わなければならない。」

◆調査対象工事の期間

平成30年度(平成30年 4月 1日から  
平成31年 3月31日までの間)に完成

◆例外事項:複数年度にまたがる工事

工 事 額 : 当該年度の年割り額

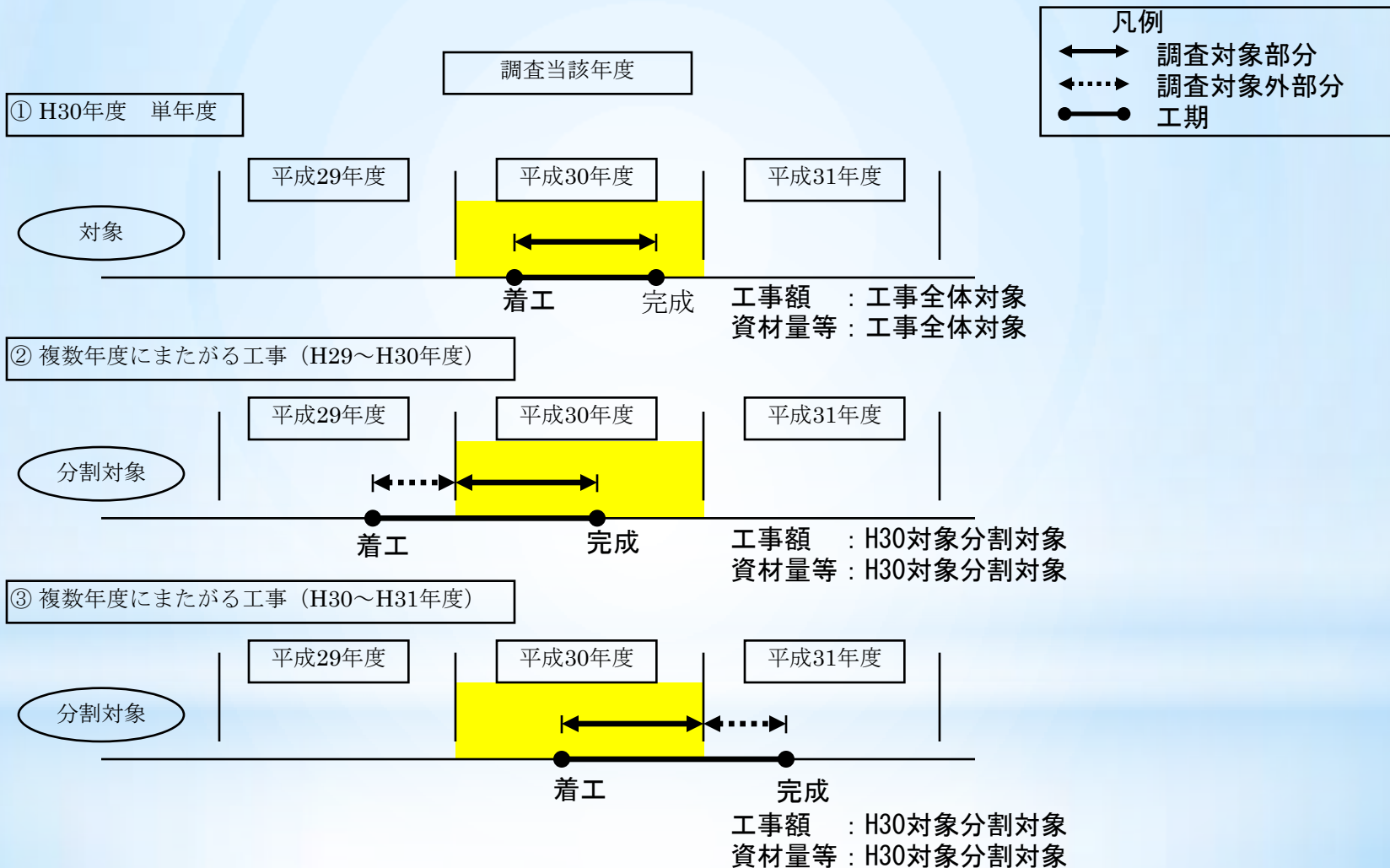
(発注者に確認のうえ記入)

工事内容: 当該年度分の資材利用量、

建設副産物発生量・搬出量等のみ記入

## 2 調査の全体概要

# 11. 複数年度にまたがる工事



1件の工事ごとの調査項目は、以下の3項目

① 工事概要

工事発注機関、受注業者、工事名、請負金額、延床面積  
(建築工事の場合のみ)、工事施工場所、工期等

② 建設資材利用実績

建設資材の利用実績、再生資源利用実績、再生資源の  
供給元等

③ 建設副産物搬出実績

建設副産物(建設廃棄物、建設発生土)の発生量、現場内  
利用・減量化量、場外搬出状況、最終処分場等への搬出  
状況、運搬距離等

◆本調査データの取りまとめ方法（①，②のいずれか）

- ①Webオンラインシステムである「COBRIS」に搭載されている「建設リサイクルデータ統合システム」への登録
- ②国土交通省のホームページより配布※1されている「建設リサイクル報告様式」によるデータの取りまとめ

※1 国土交通省のリサイクルホームページから、「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書v1.2（EXCEL形式）」はダウンロードできる

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

「システム」の運用方法は、原則として下記の①の方法とするが、利用者のパソコン環境等によりやむを得ない場合は②の方法で「システム」を利用する。

#### ①元請業者が入力

元請業者は、**COBRIS**を利用して、利用量・搬出先項目の入力を行い、**データの登録**（**COBRISの場合はWeb上に登録**）を行う

#### ②発注者が入力

元請業者から紙の調査票で提出された場合は、工事監督員等が入力

# 4

## 調査対象品目

### 1. 調査対象品目

#### 【搬入する建設資材】

- ・土砂
- ・生コンクリート
- ・木製資材
- ・アスファルト混合物
- ・砕石

#### 【搬出する建設副産物】

- ・コンクリート塊
- ・アスファルト・コンクリート塊
- ・建設発生木材A  
(柱・ボードなどの木製資材が  
廃棄物となったもの)
- ・建設発生木材B  
(立木、除根材などが廃棄物となったもの)
- ・建設汚泥
- ・金属くず
- ・紙くず
- ・廃プラスチック  
(廃塩化ビニル管・継手を除く。)
- ・廃塩化ビニル管・継手
- ・廃石膏ボード
- ・その他の分別された廃棄物
- ・混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)
- ・建設発生土



- ◆東京都建設副産物対策協議会（以下「協議会」という。）は、東京都各局、区市町村、都外郭団体等の窓口  
に資料一式（調査要領）を配布（配布済）
- ◆各発注機関の窓口は、資料一式（調査要領）を関係  
部署へ必要部数配布
- ◆工事監督員等は調査対象工事の発注にあたり、資料  
一式（調査要領）を元請会社に配布し、特記仕様書に  
おいて再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）（以下  
「実施書」という。）の提出を明記

- ◆ 工事監督員等は工事完了後、実施書の調査票を回収。回収状況、内容のチェックを行った後、各発注機関の窓口で調査結果を整理し、協議会事務局に送付
- ◆ 調査データのチェック・確認
  - 発注機関、事務所窓口は調査結果の回収状況を把握し、提出の遅れている工事について督促を行い、調査対象工事の100%回収を目標とする

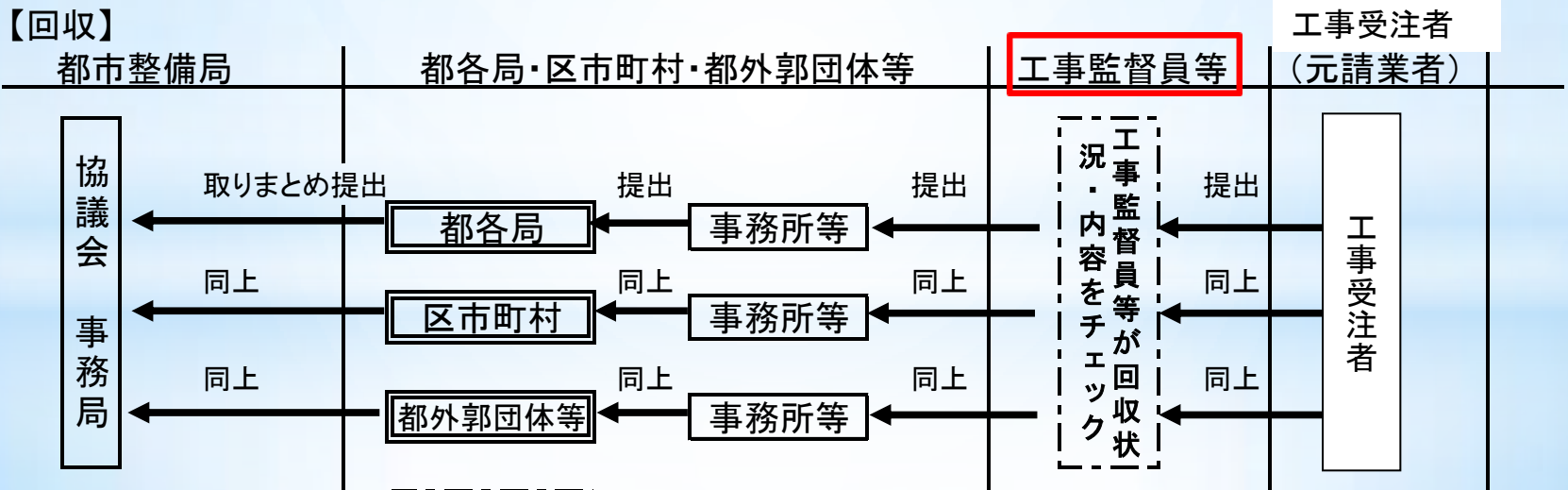
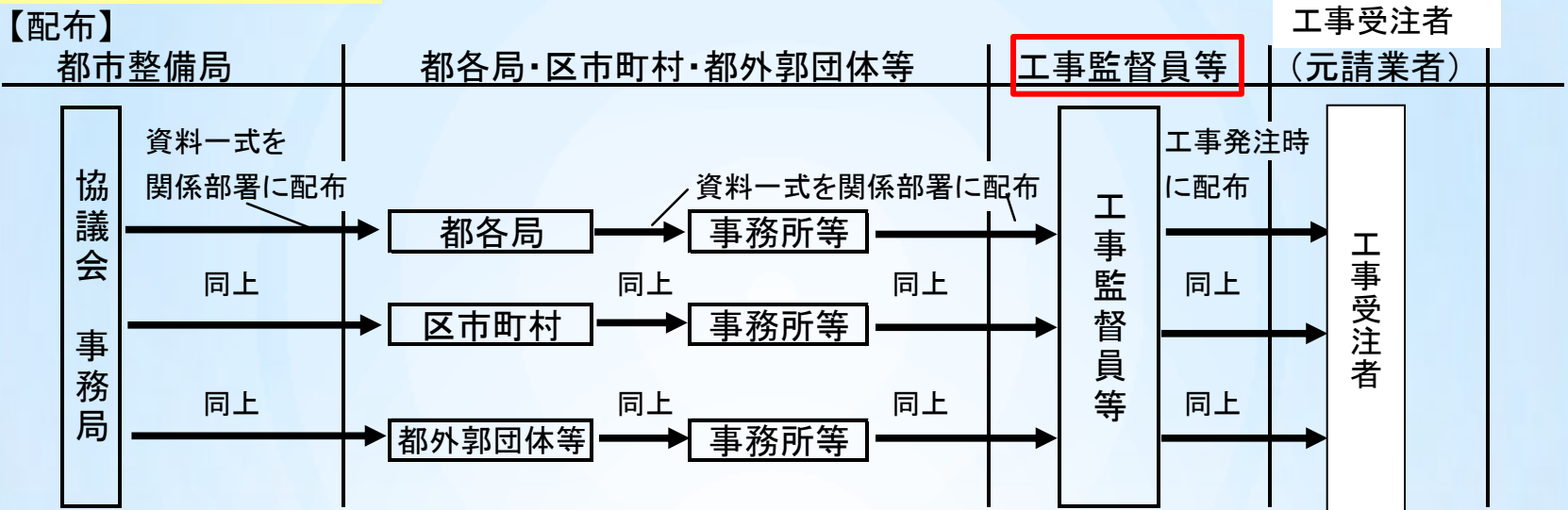
- ◆ 工事監督員等は、実施書の調査票の内容について、提出前に確認を行い、間違いを修正させること
- ◆ 「COBRIS」に登録したデータについては、改めて提出の必要はないが、提出期限までに必ずCOBRISを利用して、元請業者が登録したデータのチェックを行うこと
- ◆ データのチェックにあたっては、「チェックリスト」を参考にする事

※チェックリスト解説書ダウンロード先

[http://www.recycle.jacic.or.jp/osirase/release/H30chk\\_cobris1.pdf](http://www.recycle.jacic.or.jp/osirase/release/H30chk_cobris1.pdf)

# 5 調査の実施方法

## 4. 配布・回収フロー



工事監督員等が、回収状況のチェック、催促、調査項目のチェックを実施  
発注機関の一時取りまとめ窓口で、工事の個別データの整理を実施

5

調査の実施方法

## 5. 提出期限

### ◆提出期限

平成31年5月27日(月) まで

## ◆ 提出物

◎「COBRIS」に登録の場合

⇒ 電子データの提出は不要

※各機関において全データが「COBRIS」の場合は、  
データチェック後に協議会事務局に報告ください。



## ◆ 調査の趣旨、調査全般に関すること

(東京都建設副産物対策協議会 事務局)

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課

建設副産物担当 TEL: 03-5388-3231 (直通)

E-mail: Tatsuya\_Kuribayashi@member.metro.tokyo.jp

## ◆ 「COBRIS」の操作方法等に関すること

一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)

建設副産物情報センター

TEL: 03-3505-0410 FAX: 03-3505-0520

E-mail: recycle@jacic.or.jp

【お問い合わせ受付時間】

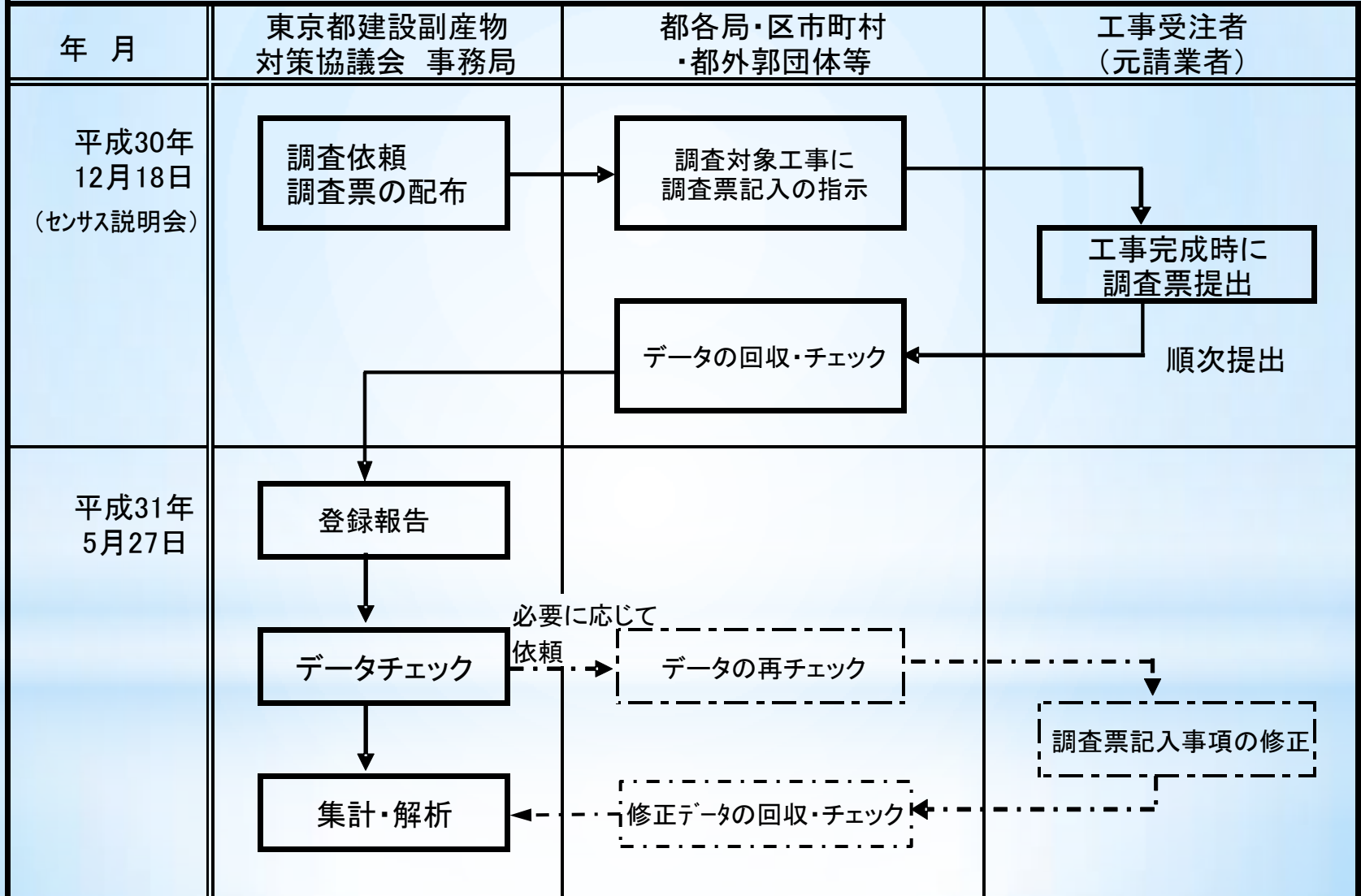
9:30~17:30(土日、祝祭日を除く。)



# 6

## スケジュール

# 1.スケジュール



# COBRIS加入状況 (H30.12.3現在)

- 都関係機関 102
- 区 23／23 (加入率 100%)
- 市町村 31／39 (加入率 79%)

※ 今後も、利用加入をお願いします。

※ 未利用機関の方々については、「H30年度無料利用サービス」がありますので、ご利用ください。

# 終わり

ご清聴ありがとうございました。

